

## 《研修報告》

テーマ：議員の学校

「小さな市民の生命と権利をまもる」

～憲法と子どもの権利条約からのプログラム～

会場：都立多摩図書館セミナールーム

主催：NPO 法人多摩住民自治研究所

[研修目的]

虐待、いじめと子どもたちの悲しい事件が後を絶たない現代社会。小さな市民の生命と権利、大学教育に至るまで、すべての子どもたちの成長と発達の条件を豊かに保証するためにできることは何か。講座を通して子どもの権利に向き合う。



### ●8月8日（水）午後1時～午後6時

講義1 子ども虐待死から考える現代日本の家族と子育て

～「競争社会」から「共生社会」への価値観の転換を～

講師 増山均氏 早稲田大学名誉教授

国連子どもの権利委員会に提出された統一報告書（2017年11月1日）から

子どもにとっての日本社会の環境「社会全体が抑圧的になり、過度な競争社会のもとで、子どもの人間的な成長・発達がゆがめられ、子どもたちは、幼児期から親の目を気にし、幼児保育の学校化がすすみ、学校では学力テストを意識し、自分のだけでなく、クラスと学校の順番を気にし、仲間外れにならぬよう気遣う。そこでは主体的な学びの権利と自由な遊びの権利が奪われていく。またそこからくる抑圧的心性は、ときに外へ（いじめ、校内暴力など）、ときに内へと向かい（不登校、自殺）、自分自身の充足感（wellbeing）がもてず、豊かな内面を育てる自由な空間と時間と人間関係を奪われている。貴委員会が指摘した子どもの貧困は幼児期から、ますます深刻化していると言わざるをえない。」

子育て親における「学校教育中心主義」「教育優先主義」の歪みから、生存権・学習権・休息余暇権・更生権が見失われている。今後大切にしたい2つの権利は、「ゆっくりしている余暇権」と「失敗してもいい更生権」である。

未熟な子ども・児童、学びの途上の生徒ではなく、小さな市民、小さな生徒として捉えることで、子育ての転換を図る。子どもも大人も違いはないという考えに基づき、子どもの権利条約に学ぶことである。



講義2 学童保育の現場から子どもの権利を考える

講師 妹尾浩也氏 三多摩学童保育連絡協議会会長

学童保育の役割は、「共働き・ひとり親家庭等の小学生の放課後（土曜日、春・夏・冬休み等の学校休業日は朝から一日）の生活を継続的に保証し、そのことを通して保護者の働く権利と家族の生活を守る」ことである。



指導員は、子どもたちが安心して過ごせるように努めると共に、子どもの様子を保護者と伝えあい、働きながら子育てをする過程を支えることが重要な仕事になる。

児童期の発達過程と発達領域を理解し、遊び、育成支援を行う。子ども同士が自立的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも配慮する。

子どもたちに保証したい「4つの間（時間）・空間・仲間・手間＝権利」について、特に「遊び」の大切さを中心に考えている。

子ども期をどう過ごすかは、その後の幸せな人生の土台と考えている。

法制化から20年が経過し、学童保育の数も入所児童数も毎年増え続けているが、いまだにない自治体、待機児童、保育料減免措置制度などがいないため、経済的に困難を抱える家庭が利用できないといった課題がある。また、高学年は利用できない地域もあり、学童保育を必要としている子どもたちがすべて入所できるようにしていくことが求められている。

## ●8月9日（木）午前9時15分～午後5時

実践報告 議員発議による「奥州市子どもの権利条例」制定と

その後の取り組み

報告者 阿部加代子氏（奥州市議会議員）

「奥州市子どもの権利条例」は、議会基本条例に続く奥州市議会2つ目の議員政策条例。平成22年度から市政調査会の事業に「子どもの権利条例に関する研究調査」を加え、議員有志で活動していた「子育て研究会」のメンバーを中心に議員8名で「子育て研究部会」を立ち上げて「奥州市子どもの権利に関する条例」の制定に向け検討を進めた。



社会の急激な変化に伴い、いじめ、体罰、虐待、子どもが当事者となる事件の多発、不登校、核家族化等、子どもを取り巻く環境は複雑になっている。子どもに関するさまざまな計画を確実に実行するために、根拠、理念としての条例を市民の共通認識とし社会全体で子どもたちを支援する体制づくりを行っていくべきであるという考えの基に条例が作られた。

市民懇談会、子どもたちとの意見交換会、先進地研修、子育てフォーラム、そして、子どもたちへのアンケート調査等を経て平成24年に制定した。

子どもの権利に特化した条例を作る過程で、市民との協働、推進の後追い等、議員のファシリテートが生かせる取り組みとなった。

### 講義3 なぜ、いま、子どもの権利条例なのか？！

～子どもの権利条約採択30周年、日本批准25周年を前にして～

講師 喜多明人氏 早稲田大学教授

子ども、若者の現実には、虐待死、いじめ自死、体罰など、先行きの見えない閉塞状態にある。子どもの権利条約で保障する子どもの権利



は、「生存」「発達」「保護」「参加」の4つ。参加は、子どもの意思が尊重されることを保障する。

子どもに向けられた暴力は、自己肯定感の低下、能動的な活動意欲の喪失を招いている。子どもにやさしいまちづくりを進めるために、「子どもの権利条約」を生かす。お任せ条例は作らない。

やがて、大人となる子どもたちが、「子ども期」にどれだけ地域に向き合ったかが、自治体の存亡を決めとも言える。

遊佐町の少年議会と新庄市若者会議は予算提言権を持つ。川崎市では、子ども議会を開いて意見を聞いている。

消滅都市の話から、若者参加で自治体の将来、人口減少への道を開いている。



#### 講義4 子どもの権利条例と全年齢の子ども政策

～条例の作り方と、全年齢の政策について具体的に～

講師 池上洋通氏 自治体問題研究所

地方自治体は、すべての人の人権をそれぞれの日常生活に具体化することが役割である。

子どもの人権は、子どもと親と家族の権利と結びついている。すべての子どもが生き生きと、主体的に成長するために大人たちがすべきことは、子どもの成長・発達と生活の権利を保障することにある。

一人ひとりの生活に向き合う権利条例は、幼児から大学まで全年齢の政策を確立するのは、生活の場に最も近い政府である地方自治体の義務とも言える。

自分の権利を主張すれば、相手の権利を侵害することも起こる。人と人との関係のハードルについての一つの方向性を学んだ。

「自立性と共同性を一つに結び付けられるなら、人間の矛盾を取り除くことで、（幸せの）大きな障害を取り除くことになる。」ルソー著エミール

民主的な政策展開は、すべての権利を具体化する。

住民の知らない条例、お任せ条例は意味がない。全過程で、住民の、子どもたちの意見を聞けるようにしておく。

条例による政策サイクルは、調査研究、議論検証、評価見直しの流れを作ることで、制作活動のらせん的な発展を可能とする。

#### [研修所見]

高度経成長期を経て、私たちの生活環境は大きく変化し、地域のつながりが薄れ、個人の時代になった。そのことは、子どもたちの世界にも影響している。時間・空間・仲間の「三間（さんま）」が消えたと言われ、プレーパーク等の遊びの文化の再構築へとつながっている。

「子どもの権利条約」の批准から25年。

年々増える虐待、いじめ、自殺から、私たち大人は、日本の子どもの自由が世界一狭められていることを知る。

「子どもの権利条約」において、子どもは参政権や財産処理権を除けば、大人とほぼ同等の権利を保障している。そして、子どもにとって「最善の利益を」最優先に考慮すべきことも規定している。

しかし、何が子どもにとっての「最善の利益」なるかを判断するためには、その子どもの意見を聞くことが基本に据えられていなければ意味がないことを、本講座を通して痛感した。

子どもの権利に関する市条例をつくる過程で、まちづくりの視点から子どもたちの意見に耳を傾け、子どもたちを一人の市民として同じ立場で議論する機会があることを、子育て支援の根幹とすべきであり、まちなかで子どもの権利を実現することになる。

平成29年4月に、市内で、当時1歳の男児が父親からの暴力により脳死状態となった。昨年11月には、いじめが原因で一人の児童が自殺した。この子の生きる権利は奪われてしまった。この重大な事案が起きている当市において、子どもの人権を、権利を改めて問い直すことが求められている。